

手話 出前 講座

『燕市手話言語の普及等の推進に関する条例』が令和元年10月1日から施行されました。

燕市では、この条例の趣旨を踏まえ、手話の普及やろう者の理解を促進するため、『手話出前講座』を実施しています。



燕市の手話に関するウェブサイトはこちら

内容

どういう講座なの？

『手話や手話を必要とする人たちのことを知りたい、学びたい』という団体の皆さまに講師を派遣する講座です。



対象者

どんな人が講座を頼めるの？

市内在住の方が5名以上いる下記の団体です。

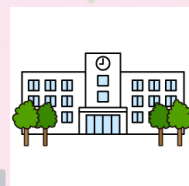
- ①小中学校、高等学校
- ②幼稚園、保育園、こども園など
- ③児童館、児童クラブ
- ④医療機関、各福祉施設
- ⑤一般企業（会社、お店など）
- ⑥自治会などの地域活動団体 など



利用日時 時間など

利用できる日時、時間、場所は？

- ◆午前9時から午後9時までのうち2時間以内（学校等の場合は45分でもOK）
- ◆市内で団体の希望する場所（受講団体でご用意ください）



受講料

無 料

（注）資料の印刷代や会場使用料等に要する費用は受講団体の負担になります。

【申込み・問合せ先】

燕市社会福祉課 障がい福祉係（市役所1階②窓口）

☎0256-77-8172 / FAX0256-77-8108

✉@shakaifukushi@city.tsubame.lg.jp

申請から実施報告までの流れ

(1) 申込みをしましょう！

【手順】

- ①右面にある「燕市手話出前講座受講申込書」に必要事項を記入してください。
※申込書は燕市ホームページからもダウンロードできます。
<http://www.city.tsubame.niigata.jp/welfare/014001033.html>
- ②申込書をFAX、メールで送信するか、燕市社会福祉課障がい福祉係（市役所1階②窓口）へ直接提出してください。

【注意】手話出前講座を開催する14日前までに申請してください。

(2) 市から「受講承認通知書」を送付します。

そのあと、必要に応じて講師と打ち合わせを行います。

(3) 講座開催！

講師が、当日開催会場へ行きます。

(4) 講座終了後、受講人数等を報告。

「燕市手話出前講座 実施報告書」を市役所に提出します。

※報告書は燕市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.tsubame.niigata.jp/welfare/014001033.html>